

カルロ・スカラブリーニ宣教会(スカラブリーニ会)  
聖フランチェスカ・ザビエル・カブリーニ管区

ポリシー名:	子ども、若者、およびリスクのある成人の保護に関する暫定善行規範		
本ポリシーの責任者:	管区および保護担当コーディネーター		
効日:	2023年4月30日	指導部承認日:	2023年4月4日
最終改定日:	2023年3月30日	見直し予定日:	2025年12月

## 1. 序文

聖フランチェスコ・ザビエル・カブリーニ管区は、聖シャルル宣教会（スカラブリーニ会）に属しており、この修道会は、移民に救いの神秘を伝える使命を持つ宗教共同体です。

会員はその生き方を通じて神の支配を証しします。したがって、管区のすべての会員は、神の恵みと慈しみによって自らの宣教が支えられていることを認識し、それに伴う責任を自覚しなければなりません。

宣教会の会員の公私にわたる行動は、信仰を鼓舞することもあれば、人々の信仰を損ない、教会への信頼を揺るがすこともあります（管区保護ポリシー（オーストラリア）2021 第 1 条）。

スカラブリーニ会は世界的に、子どもやリスクのある成人の安全と幸福を守ることに尽力しています。会員たちは、子どもや弱い立場の人々に危害のない安全な教会を築くという、教皇フランシスコおよびその前任者たちの呼びかけを支持します。

本暫定善行規範は、未成年者および脆弱な人々の保護に関するスカラブリーニ会指針（2020）を補完し、それを実践するためのものです。

## 2. 暫定善行規範の適用対象？

本暫定善行規範は、終生誓願および叙階された会員をはじめ、学生、職員、およびスカラブリーニ共同体の宣教活動を支援するために働く人々やボランティアに適用されます。

## 3. 暫定善行規範の適用範囲？

本「暫定善行規範」は、現在正式な行動規範または保護ポリシーの適用を受けていない管区の地域に適用されます。2023 年から 2025 年の期間においては、インドネシア、ベトナム、日本、台湾、フィリピンのスカラブリーニ共同体に適用されます。また、オーストラリアでは、既存の管区および教区のポリシーを補完するために使用される場合がありますが、これらを置き換えるものではありません。

#### 4. 暫定善行規範の適用時期?

本暫定善行規範は、聖職者、協力者、学生、ボランティアを問わず、常に適用されます。

#### 5. Our Safeguarding Commitment

聖フランシス・ザビエル・カブリニ管区は、すべての人々、特に子ども、若者、そして危険にさらされている成人の尊厳と権利を認識し、守る安全なコミュニティを育むことに積極的に取り組んでいます。

本会は、子ども、若者、または危険にさらされている成人に対するあらゆる形態の虐待や不適切な扱いを一切容認しません。

本会の聖職者、学生、信徒の協力者、職員、および関連する全ての人員は、以下を遵守しなければなりません:

- 子ども、若者、及び脆弱な成人の保護のために定められたすべての現地法を遵守すること。
- 生活し働く教区の保護対策を支援し、現地の教会と協力すること。
- 安全保護違反を防ぐ環境を創り、維持することに貢献し、この「良き実践の規範」の実施を促進すること。
- ソーシャル・ネットワーキング・サービスや電子コミュニケーションの適切な使用に関する管区のガイドラインを遵守すること。
- 管区のメンバーや関係者による安全保護違反の懸念や疑いがある場合、コミュニティリーダーに報告すること。

本会の聖職者、学生、信徒の協力者、職員、および関連する全ての人員は、以下の行為を行ってはなりません:

- 18歳未満の者と性的関係を持つこと。
- 子どもに対する性的虐待や搾取を行うこと。
- 子どもや若者に対し、身体的、精神的、または心理的な虐待やネグレクト（育児放棄）を行うこと。
- 体罰やその他の侮辱的な方法で子どもや若者をしつけること。
- カトリックの慣習、教会法、教義に反する霊的实践（例えば、呪術や悪魔祓いなど）を若者に強要すること。
- 児童労働や人身売買を含む、子どもを商業的に搾取する活動に関与すること。

#### 6. 良き実践の規範

安全な教会を守るというこの誓約を果たすため、本会の聖職者は、子どもや若者と関わる際に以下の原則を遵守しなければなりません。

- a) 聖職者、学生、ボランティア、信徒の協力者は、子どもや若者と接する際、常に適切な職業的境界を守らなければなりません。過度に個人的、親密、または恋愛関係を築いてはなりません。

- b) すべての子どもや若者を平等に尊重しなければなりません。特定の子どもや若者をえこひいきすることは許されません。
- c) 子どもや若者に対する言葉・心理・身体的な嫌がらせや侮辱的な行為に関与したり、それを容認したりしてはなりません。
- d) 子どもや若者への牧会活動は、公にアクセス可能な場所（例：指定されたオフィスや教室）で行い、外部から容易に見える環境が望ましいとされます。
- e) 子どもや若者をスカラブリーニ会の私的な居住空間に立ち入らせてはなりません。
- f) 子どもや若者と二人きりで建物内、車内、または密閉された部屋にいる状況を作らないよう計画しなければなりません。牧会訪問の際は、子どもや若者の自宅の個人的な空間（例：寝室）に入らないよう注意し、親が同席しない状態での訪問は避けるべきです。
- g) 子どもや若者と接する際は、年齢に適した言葉遣い、メディアコンテンツ、活動を用いること。性的に露骨な内容の資料は決して適切ではなく、冗談であっても性的な示唆を含む発言をしてはなりません。
- h) いかなる状況においても、子どもや若者にアルコール、タバコ、薬物を与えてはなりません。また、子どもが関与する活動の中で、これらの使用を許可してはなりません。
- i) 子どもや若者向けの活動を企画する際は、事前に保護者または後見人の同意を得なければなりません。
- j) 子どもや若者向けの活動に使用する建物や施設が、適切で、安全かつ安心できる環境であることを確認する必要があります。
- k) 子どもや若者への牧会活動では、「二人の大人の原則」を遵守しなければなりません。少なくとも二人の大人が同席しない限り、子どもや若者が管区の施設で働いたり、留まったりすることは許可されません。
- l) 子どもや若者向けの活動を企画する際は、適切かつ十分な監督体制を確保しなければなりません。適切な監督レベルは、専門的な判断に基づき、また活動の性質によって決定されます。
- m) 子どもや若者にはプライバシーの権利があり、それは常に尊重されなければなりません。特に、プール、更衣室、シャワー、トイレ、寝室などの場所では、子どもや若者のプライバシーを守るために細心の注意を払う必要があります。
- n) 聖職者、学生、信徒の協力者は、子どもや若者が自分でできる個人的または親密な行為を代わりに行ってはなりません。

- o) 子どもや若者と接触する際は、それが安全や福祉を確保するために必要な場合のみに限定されるべきです。例えば、負傷や苦痛により助けが必要な場合に限られます。
- p) 子どもや若者に対する不適切な接触は、いかなる形であっても行ってはなりません。乱暴な身体的遊びや体罰も禁止されます。
- q) 子どもや若者には、自らの意見を形成し表現する権利があります。聖職者や協力者は、開かれた態度で接し、たとえ意見が異なっても、その考えを傾聴する姿勢を持たなければなりません。
- r) 子どもや若者との宿泊を伴う活動を行う際は、成人と子ども・若者が同じ寝室を共有しないよう十分に注意しなければなりません。同様に、シャワーやトイレなどの施設も分ける必要があります。
- s) 更衣室、プール、浴場などの更衣エリアにいる子どもや若者の写真を撮影することは、いかなる場合でも禁止されています。

## 7. 仮の良き実践の規範に対する本会の対応

聖職者、学生、信徒の協力者は、この規範を遵守することが期待されます。この規範に反する個人の行為は、調査後、管区長の裁量により懲戒処分の対象となります。

犯罪行為に該当する重大な不正行為が発覚した場合、その不正行為が行われた法域の刑事当局と連携して対応します。

## 8. 関連する教会の方針と文書

- スカラブリーニ会の未成年者および脆弱者の保護に関するガイドライン。
- ヴォス・エステイス・ルクス・ムンディ
- SFXCPのソーシャルメディア使用に関するガイドライン（草案）、2023年
- 「あなたは私にそれをしました！」 未成年者の牧会的ケアおよび保護に関する牧会的勧告、フィリピンカトリック司教団、2016年

## 9. 謝辞

この仮の良き実践の規範を作成するにあたり、私たちは共に働く他の修道会やカトリック機関に感謝しています。彼らが私たちと共有してくれた洞察や知恵に深く感謝いたします。特に、聖コロバン宣教会、中国イエズス会、カリタス・インターナショナルリスに対して感謝の意を表します。